

Ⅱ 衛生教育・衛生統計

1. 衛生教育

公衆衛生の向上は、区民の理解と協力がなければ望めないものである。区民一人ひとりが衛生に対する関心を高め、知識を深めることによって一層の効果をあげることができる。

保健所ではあらゆる機会をとらえ、家庭や地域社会における一般区民及び学校や職場に属する集団を対象とした衛生教育を行っている。

(1) 衛生教育

区民、町会及び事業所等に対して講習会、講演会等により保健衛生に対する関心を高めると共に、地域の保健衛生活動の促進を図っている。

また、関係業者等に対しても講習会等を実施し、保健衛生、環境衛生に対する意識の啓発を行ない、食品衛生、環境衛生の促進を図っている。

衛生教育活動

平成20年4月～21年3月

区 分	方 法	対 象	回 数	延人数
感染症	講習会、講演会、座談会	区 民	26	2,844
精 神	講演会、座談会	区 民	1	31
難 病	講演会、講習会	区 民	3	215
母 子	講習会	区 民	164	3,302
成人・高齢者	講習会、講演会	区 民	27	799
栄養・健康増進	講演会、実習、展示	区民、関係業者、 地域団体	57	854
歯 科	講習会	区 民	100	3,200
医務・薬事	講習会	関係業者	1	27
食 品	講習会、実習、実験、 展示	区民、関係業者	98	3,593
環 境	講習会、展示、講評会	関係業者、区民	11	890
公 害	講習会、座談、講演会、 教室	区 民	10	245
その他	講習会、座談、講演会	区 民	1	27
合 計			499	16,027

* 地域保健・健康増進事業報告（平成20年度分）による。

(2) 実習生の教育指導

医学生、看護学生及び歯科衛生士、栄養士を目指す学生等に対して、保健所実習を通して、保健衛生行政の実態の把握と後進の育成を目的に、実習生の指導を行なっている。

平成20年4月～21年3月

対 象 者	人 数
外国人医師	0人
医 学 生	1人
歯 科 学 生	0人
保健師、看護師学生、助産師	実78人延243人
栄 養 士	12人
精神保健福祉士	0人
ヘルパー	0人
合 計	91人

(3) 臨床研修医の受け入れ

研修医が医師としての人格を涵養し、将来専門とする分野にかかわらず、医学及び医療の果たすべき社会的役割を認識しつつ、保健所の役割を理解し地域保健、公衆衛生活動に関する基本的態度、考え方を身に付けることを目的に臨床研修病院から研修医を受け入れている。

研修期間 研修医1名につき、1ヶ月以内

研修人数 8名

(4) 広報活動

保健所の事業案内や衛生知識を広報「たいとう」や区のホームページに掲載して周知を図っている。

また、随時、各種パンフレット、リーフレット等を広く配布し、公衆衛生活動の一助としている。

2 衛 生 統 計

衛生統計とは、人口集団の健康状態と、これに影響を及ぼす一切の諸因子との関連において、事実を把握し、公衆衛生施策の企画、運営、評価等に資するための統計であり、公衆衛生の進路を示す統計でもある。

地域住民の環境を向上させ、生活を快適に、そしていつまでも健康でいられるよう、保健衛生の事業を実施していくためには、現状をよく見極めて、さまざまな統計を作成し、衛生行政に役立てていかなければならない。

(1) 人口動態統計

人口の量的、質的变化を常時正確に把握するため、出生、死亡、死産、婚姻、及び離婚の届出をもとにして作成される統計で、人口動態の現象を把握することができる。

ア 出 生

出生率は、全国及び東京都と比較すると低く、19年度よりもやや減少している。

出生順位別、母の年齢階層別の出生数をみると、第1児は30歳から34歳までがもっとも多く、次いで、25歳から29歳までである。第2児は30歳から34歳まで、35歳から39歳までの順となっている。さらに、第3児は35歳から39歳まで、30歳から34歳までの順になっている。

出生時の体重は、男児は3,000グラムから3,500グラム未満が多く、女児は2,501グラムから3,000グラム未満が多い。

イ 死 亡

死亡原因の上位を占めているのは、生活習慣病といわれる悪性新生物、心疾患、脳血管疾患で、3死因による死亡が全体の57.2%を占めている。

ウ 乳 児 死 亡

生後1年未満の死亡を乳児死亡、生後4週間未満の死亡を新生児死亡、生後1週間未満の死亡を早期新生児死亡という。

エ 周産期死亡

周産期死亡とは、妊娠満22週以後の死産に、生後1週間未満の早期新生児死亡を加えたものをいう。ともに母体の健康状態に影響を与えるので、母子衛生上重要な指標と考えられている。

オ 死 産

妊娠満12週以後の死児の出産をいい、死児とは、出産後において、心臓の動き及び呼吸のいずれも認めないものをいう。

人工的処置(薬物的処置のみの場合を含む)を加えていないものを自然死産という。また、人工的処置を加えたことにより死産に至った人工死産には法の規定する人工中絶理由による場合(母体保護法によるもの)と、母体の生命を救うための緊急避難の場合等(母体保護法によらないもの)がある。

* 死因分類は、平成7年1月からWHOが定めた国際疾病分類(第10回修正)を基準とした。

(2) 地域保健・健康増進事業報告

地域住民の健康の保持及び増進を目的として、地域の特性に応じた保健施策の展開等を実施主体ごとに把握することにより、地域保健対策の効率・効果的な推進のための基礎資料を得る。

(3) 国民生活基礎調査

保健・医療・福祉・年金等、国民生活の基礎的事項を調査して、厚生労働行政の企画及び運営に必要な基礎資料を得るとともに、各種調査の調査客体を抽出するための親標本を設定する。3年周期で行う大規模調査と、中間年に実施される小規模調査があり、平成20年度は小規模調査年にあたる。

(4) 21世紀成年者縦断調査

調査対象となった男女の結婚、出産、就業等の実態及び意識の経年変化の状況を継続的に観察することにより、少子化対策等の企画及び運営に必要な基礎資料を得る。

(5) 中高年縦断調査

調査対象となった男女の健康、就業、社会活動について、意識面・事実面の変化の過程を継続的に観察し、行動の変化や事象間の関連性を把握することにより、高齢者対策等の企画、実施及び評価に必要な基礎資料を得る。

(6) 食中毒統計

食中毒患者の発生状況を的確に把握し、複雑な発生状況を解明するため、系統的な調査を行い、広く衛生行政、特に食品衛生対策の基礎的資料を得る。

(7) 医療施設(動態・静態)調査

医療施設の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能等を把握し、医療行政の基礎資料を得る。毎年実施される動態調査と、3年周期で行う静態調査があり、平成20年は動態調査、静態調査共に実施

(8) 医療従事者調査

医療従事者の分布及び就業の実態を把握し、医療行政及び公衆衛生行政の基礎を得る。2年周期で実施するもので、平成20年は調査年。

(9) 患者調査

病院及び診療所を利用する患者について、その傷病状況等の実態を明らかにし、医療行政の基礎資料を得る。3年に1回実施(今回は平成17年実施)

人口動態総覧年次推移

(平成 17～19 年は確定数、20 年は概数)

区 分	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
出 生	1,040	1,184	1,219	1,214
低体重児	106	117	108	130
死 亡	1,863	1,854	1,820	1,786
乳児死亡	2	3	0	4
周産期死亡	7	8	4	10
妊娠満 22 週以後の死産	6	7	4	10
早期新生児死亡	1	1	0	0
死 産	42	30	33	45
自然死産	18	14	11	21
人工死産	24	16	22	24
婚 姻	1,174	1,297	1,255	1,363
離 婚	398	385	401	459
自然増加	△823	△670	△601	△572

《比率の計算式》

$$\text{出生率} = \frac{\text{年間出生数}}{\text{10 月 1 日現在の人口}} \times 1,000$$

$$\text{死亡率} = \frac{\text{年間死亡数}}{\text{10 月 1 日現在の人口}} \times 1,000$$

$$\text{乳児死亡率} = \frac{\text{年間乳児(生後 1 年未満)死亡数}}{\text{年間出生数}} \times 1,000$$

$$\text{新生児死亡率} = \frac{\text{年間新生児(生後 4 週未満)死亡数}}{\text{年間出生数}} \times 1,000$$

$$\text{周産期死亡率} = \frac{\text{年間の妊娠満 22 週以後の死産数} + \text{年間早期新生児(生後 1 週未満)死亡数}}{\text{年間の妊娠満 22 週以後の死産数} + \text{年間出生数}} \times 1,000$$

$$\text{死産率} = \frac{\text{年間死産数}}{\text{年間出生数} + \text{年間死産数}} \times 1,000$$

注) 死産数
= 自然死産 + 人工死産

$$\text{婚姻率} = \frac{\text{年間婚姻届出件数}}{\text{10 月 1 日現在の人口}} \times 1,000$$

$$\text{離婚率} = \frac{\text{年間離婚届出件数}}{\text{10 月 1 日現在の人口}} \times 1,000$$

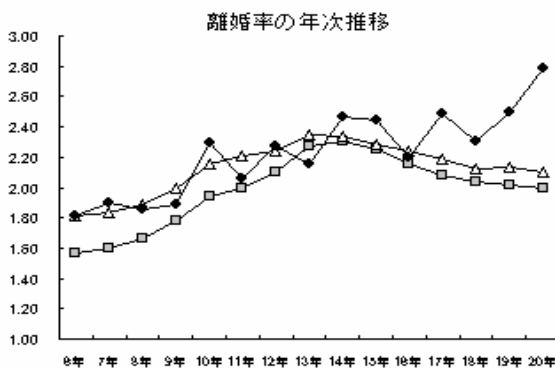
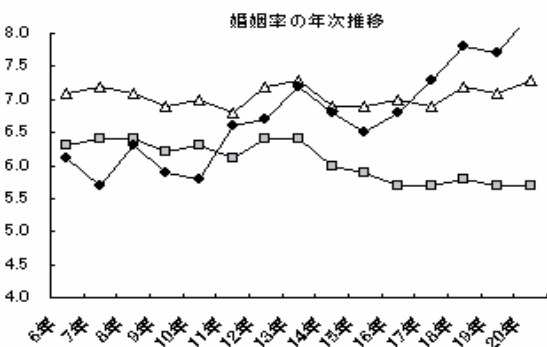
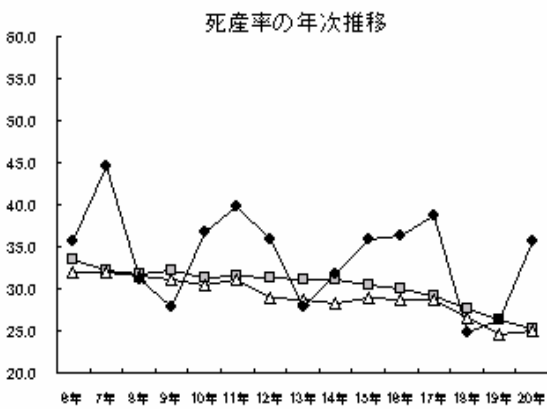
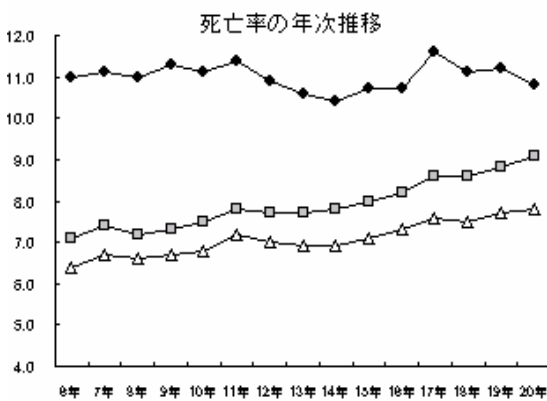
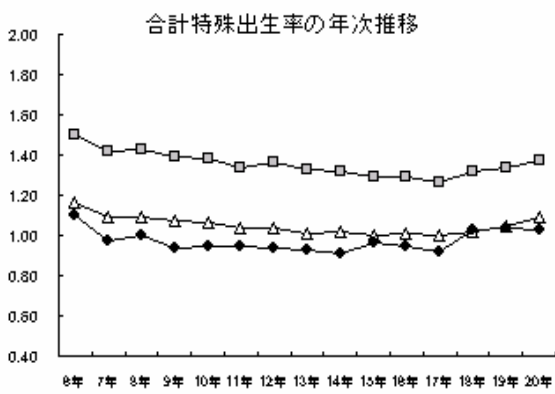
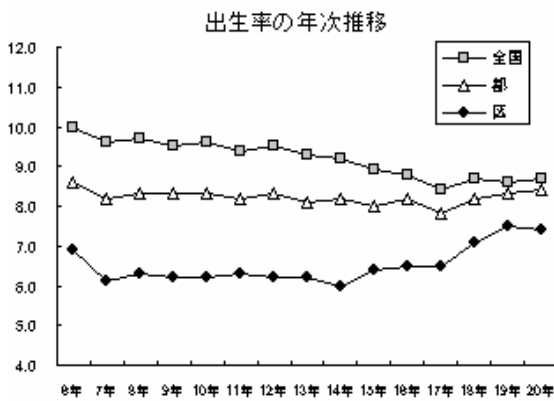
$$\text{自然増加率} = \frac{\text{自然増加数}}{\text{10 月 1 日現在の人口}} \times 1,000$$

注) 自然増加数
= 年間出生数 - 年間死亡数

合計特殊出生率 15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1 人の女性が仮にその年の年齢別出生率で一生の間に生むとした時の子供の数

(平成17～19年は確定数、20年は概数)

区分	平成17年			平成18年			平成19年			平成20年		
	区	都	国	区	都	国	区	都	国	区	都	国
出生率	6.5	7.8	8.4	7.1	8.2	8.7	7.5	8.3	8.6	7.4	8.4	8.7
死亡率	11.6	7.6	8.6	11.1	7.5	8.6	11.2	7.7	8.8	10.8	7.8	9.1
死産率	38.8	28.6	29.1	24.7	26.6	27.5	26.4	24.6	26.2	35.7	25.0	25.2
婚姻率	7.3	6.9	5.7	7.8	7.2	5.8	7.7	7.1	5.7	8.3	7.3	5.8
離婚率	2.49	2.19	2.08	2.31	2.12	2.04	2.50	2.13	2.02	2.79	2.10	1.99
合計特殊出生率	0.92	1.00	1.26	1.03	1.02	1.32	1.04	1.05	1.34	1.03	1.09	1.37



母の年齢階層別出生数

平成20年1月～12月(概数)

母の年齢階層	総数	第1児	第2児	第3児	第4児	第5児	第6児	第7児以上	不詳
総数	1,214	676	414	97	20	4	-	-	3
15歳未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15～19歳	5	5	-	-	-	-	-	-	-
20～24歳	69	47	19	3	-	-	-	-	-
25～29歳	309	195	97	15	2	-	-	-	-
30～34歳	465	248	168	36	8	2	-	-	3
35～39歳	313	150	113	39	9	2	-	-	-
40～44歳	53	31	17	4	1	-	-	-	-
45～49歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-
50歳以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不詳	-	-	-	-	-	-	-	-	-

体重別出生数

平成20年1月～12月(概数)

区分	男	女	計
総数	629	585	1,214
1,000g未満	5	3	8
1,000～1,499g	4	2	6
1,500～1,999g	3	7	10
2,000～2,499g	51	55	106
2,500g	2	2	4
2,501～2,999g	229	250	479
3,000～3,499g	252	231	483
3,500～3,999g	72	34	106
4,000～4,499g	10	-	10
4,500～4,999g	-	-	-
5,000g以上	-	-	-
体重不詳	1	1	2
2,500g未満	63	67	130
2,500g以上	565	517	1,082

